

「自治基本条例」に係る個別項目の検討

整理番号	項目名
2-4	総則/基本原則

■項目の趣旨

○基本理念の実現に向け、市民、市議会、市長等の各主体が、自治・まちづくりを推進していく上での共通の行動原則を明らかにするもの。

■市民会議の考え方

- 市民フォーラムでの素案（案）
（2-3 基本理念と同様）
- 市民会議の思い
（2-3 基本理念と同様）

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第 11 回代表者会提示】

- 市における自治は、前条に規定する自治の基本理念（以下「基本理念」という。）の実現に向け、次に掲げる事項を原則として推進するものとする。
 - (1) 情報共有の原則 市民と市議会及び市長等が相互に市政運営に関する情報を共有すること。
 - (2) 市民参画の原則 市民参画の機会が保障されていること。
 - (3) 協働の原則 公共的課題は、協働を基本として課題の解決に当たること。
 - (4) 多様性尊重の原則 市民の出身、障害の有無、性別、国籍、年齢等それぞれの置かれた立場を尊重するとともに、地域の歴史、文化及び価値観を尊重し、それぞれの個性及び能力が十分に発揮できるようにすること。

■今後の検討課題・論点等

- 掲げる項目はこれでよいか。
 - ・上記の項目の設定や定義の内容はこれでよいか。
 - ・基本理念とどのように整理していくか（「多様性尊重の原則」は、基本理念の方で整理することとするか）。

整理番号	項目名
3-1	市民/市民の権利

■項目の趣旨

○自治の主体が市民であることを改めて認識するとともに、自治に関わる権利を包括的に規定するもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

（市民の権利、役割 - 権利）

- ・市民は、誰もが意見を平等に扱われる権利を持つ。

（市民参加・参画 - 基本原則）

- ・市民は、誰もが自由に市政、まちづくりに参加・参画することができる。
- ・市は、市民誰もが自由に市政、まちづくりに参加・参画できることを保障しなければならない。

○市民会議の思い

（市民の権利、役割 - 権利）

- ・「市の責務」を裏返して市民側から見たものも「市民の権利」ということになる。
- ・市民がまちづくりを担っていくには、市民がそれぞれ平等に発言できることが前提条件である。

（市民参加・参画 - 基本原則）

- ・市政、まちづくりは、市民みんなが参加・参画できることが基本と考える。
- ・「まず考える、声を挙げる、参加する、できれば行動する」を基本にすべきである。
- ・市民は、市政、まちづくりに参加・参画する権利を有しており、同時に市がその権利を保障することにより実効性を持つ。
- ・現状は「参加・参画」が非常に弱い。「参加・参画」があってはじめて「協働」や諸々の社会的な活動が可能となる。

文章化

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第11回代表者会提示】

- 市民は、誰でも自治の主体としていつでも市民参画及び協働をすることができる。
- 市民は、市が提供するサービスを楽しむことができる。

■今後の検討課題・論点等

○市民の権利はこのような整理でよいか。

- ・他に規定すべき権利はないか（「参画」の前提となる市政に関する情報を「知る権利」など）。
- ・「協働」は権利とすることができるか。
- ・文章の整理を「できる」とするか、「権利を有する」という表現にするか。
- ・参画又は協働をしない市民に対し、参画・協働をしなかったことをもって不利益を課さない、不当な差別を受けないような配慮規定を設けるべきか（例：川崎市自治基本条例第5条②）。

※「市民の権利」と「市民の責務」は表裏の関係であることから、併せて検討を行うものとする。

整理番号	項目名
3-2	市民/市民の責務

■項目の趣旨

○権利の行使にあたって努めるべき責務を明らかにするもの。

※権利の行使には主権者としての義務が伴うものと考えられること、市議会・市長の項目とのバランスから「責務」という言葉として提案させていただきました。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

（市民の権利、役割 - 役割）

- ・市民、市議会、市の三者とも、まちづくりの主体である。
- ・市民は、まちづくりの主体としてまちづくりに参加・参画し、自分たちのまちを自分たちでつくるよう努める。
- ・市民は、発言と行動に責任を持たなければならない。
- ・市民は、市と協働の担い手となるよう努める。
- ・市民は、自分から必要な情報を得るよう努める。

（市民参加・参画 - 意識の醸成）

- ・市民は、市政、まちづくりに関心を持つよう努める。
- ・市は、市民が市政、まちづくりに関心を持つように努める。
- ・市民は、まちづくりの担い手として自主自立の意識を持つよう努める。
- ・市は、市民がまちづくりの担い手として自主自立の意識を育むように努める。

○市民会議の思い

（市民の権利、役割 - 役割）

- ・これからのまちづくりは、市民が自分たちで担っていかなければならない。
- ・市民の発言が平等に扱われるには、責任を持った発言と行動でなければならない。
- ・市の事業について、結果も含めてチェックしていくことも市民の役割である。
- ・市民がまちづくりを担っていくには、互いに共通の目的に向かって対等の立場で協力していく相手として、市と互いに協働していくべきである。
- ・与えられた情報に加えて、自分から積極的に必要な情報を得る努力をすることが、まちづくりの担い手として必要である。

（市民参加・参画 - 意識の醸成）

- ・市民みんなが参加・参画するためには、市民が市政、まちづくりに関心を持つようにならない。
- ・市民が市政、まちづくりに関心を持つためには、自分たちがサービスの受け手というだけでなく、まちづくりの担い手でもあるという自主自立の意識を持つことが必要である。

文章化

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）

- 市民は、自治の主体として、市のまちづくりに関心を持ち、まちづくりに対する意識を高めるように努めなければならない。
- 市民は、市民参画及び協働に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。

■今後の検討課題・論点等

○市民の責務の整理はこれでよいか。

- ・「参画」に対する責務としては、「意識を高めるように努めなければならない」という整理でよいか（「意識を高める」ことでよいか。参加等により「自治の推進」や「地域社会の発展」に努めること等まで踏み込むか）。あるいは、「参画」するうえで、「相互理解・協力・連携を深める」という形での整理とするか。
- ・前文（案）にある「私たちが自らの手でつくり上げ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。」という「責務」を規定する必要はないか。
- ・地域社会を維持していくために市民全体で負担を共有し合うこととして、「行政サービスの享受」に基づく、「負担（市税や使用料等）を分任する責務」を入れるべきか。

※「権利」の行使にあたっては責務（・義務）が生じるものであり、「市民の権利」と「市民の責務」は表裏の関係にあることから、併せて検討を行うものとする。

○別途「事業者等の責務」を規定すべきか。

※参考

○責務と義務について

- ・一般的に「義務」とは、人として当然しなければならないこと、従わなければならないことを意味し、法的には「・・・しなければならない（作為義務）」「・・・してはならない（不作為義務）」など、強制力・拘束力を伴い、通常これに違反した場合には、何らかの罰則・制裁が課せられるものと解されている。
- ・一方、「責務」は、一般的に「責任を伴う義務」として「義務」を包括する広い概念で用いられている。法的には努力義務的な規定をする場合に用いられるケースが多く、道義的・理念的な内容を定める場合には「責務」が使われている。
- ・なお、日本国憲法の基本的な構造は、国民の国政への信託に対応し、国家が国民に保障する権利を明らかにするものとして捉えられているが、自治基本条例では、市民の権利を保障することだけを目的とするのではなく、市民が自治の主体として市政に参加することを目的としていることから、権利とそれに伴う責務を明確にすることが、市政に関わる市民の主体性をより明確にするものと考えられる。

（出所）『「豊島区自治の推進に関する基本条例」解説』P45を基に、事務局で一部修正

整理番号	項目名
4-1	市議会/市議会の権限

■項目の趣旨

○市民の信託に基づく議事機関として、市の意思決定を行う市議会の権限を明らかにするもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

○市民会議の思い

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第11回代表者会提示】

○市議会は、市民の信託を受けて選ばれた市民の代表として、**市民の意思を市政に反映させるため**、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるところにより条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政運営の基本的な事項を議決する。

■今後の検討課題・論点等

○議会の権限の整理はこれでよいか。

○市民の直接選挙に基づく代表者の機関としての位置付けを明確にするために、設置規定を置くこととするか（但し、基本理念で規定した場合は不要）。

・例）川崎市自治基本条例第10条「市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。」

整理番号	項目名
4-2	市議会/市議会の責務

■項目の趣旨

○市民の信託を受けた議事機関として、意思決定を行うにあたっての責務を明らかにするもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

（市議会の責務 - 市議会の責務）

- ・市民、市議会、市の三者とも、まちづくりの主体である。
- ・市議会は、市を監視しなければならない。
- ・市議会は、市民に開かれた議会を心がけなければならない。
- ・市議会は、市民全体の代表という意識を持たなければならない。
- ・市議会は、次世代を見据えた市政の運営を図らなければならない。
- ・市議会は、広く市民の声を聴き、議会に反映させなければならない。

○市民会議の思い

（市議会の責務 - 市議会の責務）

- ・市議会は、まちづくりの主役である市民の代表という意識を強く持たなければならない。
- ・市議会は市民の代表として、市民が行政運営を信託した市に対して、その運営が市民の意向に沿っているものかどうかを代弁していく義務がある。
- ・市議会は、一部の市民の代弁をするのではなく、全市民的な立場に立って市の将来を見つめなければならない。
- ・市議会は、その活動を透明にすることによって、有権者である市民と信頼関係を保たなければならない。
- ・市議会は、次の世代まで見据えて、市の発展を目指していかななければならない。
- ・市議会は、市民の声を聴き、活動を市民にきちんと伝え、市民の目線に歩み寄るべきである。

文章化

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第11回代表者会提示】

- 市議会は、市民の信託を受けて選ばれた市民の代表によって構成される機関として、全市的な視点及び私たちのまちを健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。
 - (1) 市民の代表としての意思決定機能
 - (2) 適正な行政運営の監視機能
 - (3) 政策立案機能
 - (4) 立法機能
- 市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。
 - (1) 議会の運営の透明性を確保すること。
 - (2) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。
 - (3) 市民の意見を聴き、その意見を議会運営及び前条に規定する機能の発揮に反映させること。
- 議会は、その権限の行使に当たっては、基本理念及び第〇条に規定する基本原則に即して、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。

■今後の検討課題・論点等

- 市議会の責務の整理はこれでよいか（権限とのバランスはどうか）。

整理番号	項目名
4-3	市議会/市議会議員の責務

■項目の趣旨

- 分権型社会において求められる、市民の負託に答えるにあたっての、議員としての責務を明らかにするもの。

■市民会議の考え方

- 市民フォーラムでの素案（案）
（4-2市議会の責務と同様）
- 市民会議の思い
（4-2市議会の責務と同様）

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第11回代表者会提示】

- 市議会議員は、市民の信託を受けて選ばれた市民の代表として、自己の研鑽に努めるとともに、**普遍的な利益のために活動**しなければならない。
- 市議会議員は、**高い倫理観の下**、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。

■今後の検討課題・論点等

- 市議会議員の責務は、このような整理でよいか。
 - ・議員の行動指針まで踏み込んでいくべきか（「民意を集約し、総合的な視点から市政に反映させること」や「開かれた議会運営への寄与」など、さらに書き込んでいくべきか）。

整理番号	項目名
5-1	市長等/市長の権限

■項目の趣旨

○市民の信託に基づく市民の代表として、市政を執行する市長の権限を明らかにするもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

○市民会議の思い

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第11回代表者会提示】

- 市長は、市民の信託を受けて選ばれた市民の代表として、**地方自治法（昭和22年法律第67号）に定めるところにより本市を統轄し、本市を代表する。**
- **市長は、市議会への議案の提出、予算の調整、市税の賦課徴収等の事務を管理し、これを執行する権限を有する。**

■今後の検討課題・論点等

- 市長の権限は、このような整理でよいか。
- 市民の直接選挙に基づく市の代表者としての位置付けを明確にするために、設置規定を置くこととするか（但し、基本理念で規定した場合は不要）。
 - ・例）川崎市自治基本条例第13条「市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。」

※参考

○地方自治法（抜粋）

- ・第147条「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」
- ・第148条「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」

※地方自治法第149条では、市長が担任する代表的な事務（権限）を列記しており、まとめると以下のとおりとなる。

1. 議会へ議案を提出、2. 予算の調製・執行、3. 市税の賦課徴収等
4. 決算を議会の認定に付する、5. 会計の監督、6. 財産の取得・管理・処分
7. 公の施設の設置・管理・廃止、8. 証書及び公文書類の保管
9. その他当該普通地方公共団体の事務の執行

整理番号	項目名
5-2	市長等/市長の責務

■項目の趣旨

○市民の信託に応え、分権時代に対応していく上で、市長が果たすべき責務を明らかにするもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

（市の責務 - 市の責務）

- ・市民、市議会、市の三者とも、まちづくりの主体である。
- ・市は、市政に関する情報を公開しなければならない。
- ・市は、公平な行政運営を行わなければならない。
- ・市は、経営責任を持たなければならない。
- ・市は、市政の全てにおいて説明責任を果たさなければならない。
- ・市は、市民の声を市政に反映させるよう努める。
- ・市は、専門的知識を持つ職員を養成しなければならない。
- ・市は、市民がまちづくりに参加・参画できる機会や手段を提供しなければならない。
- ・市は、まちづくりの各担い手が能力を発揮できる環境や体制をつくるよう努める。
- ・市は、迅速かつ的確な行政運営及び対応をしなければならない。
- ・市は、市政に対する市民意見を積極的に受け付け、その意見に対する市の考え方を公表しなければならない。

○市民会議の思い

（市の責務 - 市の責務）

- ・市は、市民の権利を守る責務がある。市民の権利を裏返して行政側からみたものが「市の責務」ということになる。
- ・市民と市が対等であることが大前提である。
- ・市は、透明で公平かつ公正な行政を行い、説明責任を果たすことで、市民と信頼関係を保たなければならない。
- ・「市は市民を公平に扱っていない」として不公平感を抱いている市民が多くいることについて、市は真摯に受け止める必要がある。
- ・市は、市民から信託を受けているわけであり、市が市民の意向を把握する仕組みをつくることは、当然、市の責務である。
- ・市は、市が行った事業について、PDCA【plan（立案・計画）、do（実施）、check（検証・評価）、action（改善、見直し）】を市民に公表することは、当然、市の責務である。
- ・市は、必ず「現場をみて」PDCAサイクルを行うことが大事である。
- ・市は、市民の信託を受けていることを自覚し、経営責任を持って行政運営をしなければならない。
- ・市は、市民みんなが参加・参画して市政、まちづくりを行うことを基本とし、その実現のために機会や手段、環境や体制を整備していく必要がある。
- ・市民の「声なき声」を汲み上げる仕組みも必要である。

文章化

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）【第11回代表者会提示】

- 市長は、市民の信託を受けて選ばれた市民の代表として、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、地方自治法その他の法令により定められた権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。
- 市長は、毎年度、次に掲げる事項を市民及び市議会に説明しなければならない。
 - (1) 市政運営の方針
 - (2) 市政運営の状況及びその検証の結果
- 市長は、**基本理念及び第〇条に規定する基本原則に即して**、市民の権利を保障するとともに、市民参画に関する制度を市民に分かりやすい制度とし、市民が権利の行使を容易にできるようにするよう努めなければならない。

■今後の検討課題・論点等

○市長の責務の整理はこれでよいか。

- ・市民会議の議論に基づくキーワードの一部を、別の文言に集約しているがよいか。

【キーワードと集約の例】

- * 「経営責任」、「専門的職員の養成」、「信頼関係」（以上「キーワード」）
⇒ 「自らの発言、決定及び行動に責任」、「権限を公正かつ誠実に執行」
- * 「市民の声」、「市民の意向」、「声なき声」（以上「キーワード」）
⇒ 「市民の権利を保障」、「市民が権利の行使を容易」

- ・任免権者として、行政組織や職員管理に触れる必要はないか。

- ※ 「情報公開」、「PDCA」等の個別具体的な事項については、「市政運営」の項目に整理する予定。
- ※ 市民の権利の保障等は、市長ではなく、市の義務として捉えることもできることから、「市政運営」等の項目で整理する可能性もあり。